

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年10月24日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように主張して、本件処分に取り消すべき理由があると主張している。

- 1 請求人は、保護開始時点では、本件貯金については、親から何ら知らされておらず、平成30年4月16日（処分庁に本件貯金の保有を申告した日の前日）に、近隣のゆうちょ銀行支店の窓口にて「名寄せ」によって判明するまで、その存在を全く知らなかったものである。したがって、同日以前には、請求人が本件貯金を現実に利用することはできなかつたのであるから、本件貯金は保護開始時点で利用できる資産ではない。したがって、法63条の規定にいう「資力があるにもかかわらず」という要件を満たさない。

また、本件貯金の存在を認識した時点で、請求人から直ちに福祉事務所に申告し、その後も福祉事務所の了解なく使用することはしないこととしたのであって、この点でも、利用することができる資産ではなかったものである。

2 本件貯金は、口座名義人こそ請求人であるが、実際には親が、請求人に知らせず積み立てたものであって、本来、出捐者である親に帰属すべきものである。親が死亡している本件の場合、本件貯金を、請求人が単独で相続したのかどうか調査すべきなのに、処分庁はこれを怠っている。

3 返還すべき保護費用から、請求人が弁済した債務相当額及び債務整理に要した弁護士費用相当額を控除すべきである。

また、請求人の姉が、請求人から預かったクレジットカードを無断使用して請求人の名義で作った借財があり、これを、親が請求人のために残した本件貯金により返済させることについて、本人の自立更生に資するものとして認定し、返還すべき保護費の額から控除することが、社会通念上合理性がある取扱いである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年6月14日	諮問
令和元年7月23日	審議（第35回第4部会）
令和元年8月27日	審議（第36回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務についての法の定め等

法63条の規定によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）ものと解されている。

(3) 問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」とい

う。)の問13-1(答)①・(b)によれば、法63条による保護費の返還を求めることが妥当な場合として、保護の実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき(判明したときに申告していれば、法78条を適用すべき不当受給と解すべきではない。)が掲げられている。

また、問答集の問13-5(答)(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(4) 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされているが、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合について例示している。そのうちの④においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」とされているが、④の(エ)によれば、

「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は、自立更生の範囲には含まれないとされている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 法63条の規定の適用について

請求人は、処分庁により保護が開始された当時から、既にゆうちょ銀行に対し、本件貯金について払戻しを請求する権利を得ていたものと認められる。当時、請求人はこのことを全く認識していなかったとのことであるが、仮に本件貯金があることを知っていれば、法4条1項の趣旨に沿って、これを最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該資産の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものであることは明らかである。

このことから、処分庁は、本件返還対象期間において請求人に対して実施した保護については、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、資力としての本件貯金及び利息82,940円が存していたにもかかわらず、それが直ちには活用されなかったために、請求人に対する保護の実施のために支出を要することとなった費用の範囲で、本件処分により、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの(1・(2))であるから、処分庁が、上記のような経緯により、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことには、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 自立更生免除について

処分庁は、本件処分にあつて返還金額から控除すべき自立更生免除に係る費用を0円としているので、この点について次に検

討する。

ア 保護開始前に発生していた債務の弁済費用

課長通知の1・(1)・④の(エ)によれば、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は、自立更生の範囲には含まれないとされている。したがって、処分庁が、請求人が保護開始前に行ったカードローン及び保護開始前に診療を受けた医療機関に支払うべき医療費の弁済に要する費用については、控除の対象とはできないと判断したことを違法又は不当ということとはできない。

イ 保護受給中に行われたカードローンの弁済費用

保護受給中に新たにカードローンを行うなどした場合、借入金は、収入認定する対象として検討すべきものであって、その弁済に要する費用を、法63条の規定に基づく返還額からの控除対象とすることは、認められない。なお、請求人の説明のとおり、この件に請求人の責任はなく、債務の発生原因が請求人の姉による請求人のクレジットカードの無断使用によるものであったとしても、そのことは請求人と姉との間の問題であるから、保護の実施機関が、法63条の規定に基づく返還金額の決定に当たって配慮すべき範囲外のものとして判断したとしても、違法又は不当ということとはできない。

ウ 債務整理を行う場合の弁護士費用について

債務整理を行った結果により得た解決金等の金員について収入認定すべき場合に、依頼した弁護士に支払うべき費用を必要経費と認めることができるとされている（問答集の問8-32（答））。

仮に、本件貯金が弁護士に依頼して行われた債務整理の結果として請求人が得たものであれば、弁護士費用は、資力を得るための必要経費として、（返還すべき保護費から自立更生免除の対象として控除するのではなく、より前段階の）資力として

認定する金額から控除すべきものである。しかし、本件貯金は、債務整理を待つまでもなく、もともと請求人が保有していた資産であるから、請求人が主張するような債務整理に要した費用があったとしても、その費用は、資力（本件では本件貯金）を得るための経費ではないことは明らかであり、さらに、処分庁が、当該費用を自立更生費用として返還額から控除すべき対象とはならないと判断したことも、違法又は不当とはいえない。

エ 以上によれば、自立更生免除に係る費用についての処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

(3) 本件処分における返還金額の算定について

処分庁が認定した、本件返還対象期間における「資力」の額、「支給済み保護費」の額、及び「返還対象額」は、別紙のとおりである。

なお、同表においては、平成28年12月以降の医療扶助に係る現物給付については、これに要した費用を換算して該当欄に金額を計上することが一部省略されている（「0」円との表示がある。）。しかしながら、当該期間においては、当該医療扶助に係る現物給付相当額を賄うに足る資力が存在せず、当該費用は返還対象となり得ないものであり、当該費用の金額の計上がないことが、本件処分に係る返還金額を算出するに当たって、影響を生じるものではない。

また、平成30年3月の支給済み保護費（その他欄）の額は8,500円ではなく、8,100円とされるべきものであり、本件処分通知書の4(3)支給済み保護費の額は、2,654,513円ではなく、2,654,113円と記載されるべきものであるが、当該月には発生資力及び前月からの繰越資力がともに存在せず、本件処分に係る返還金額を算出するに当たって、影響を生じるものではない。

この認定を前提とすれば、本件返還対象期間における保護に要した費用（「支給済み保護費」の合計額）は、少なくとも2,654,113円であり、この費用の額のうち、資力の額（「当月発生資力」の合計額）を上限とした額に相当する額（「返還対象額」の合計額1,179,397円）を、最終的に本件処分による返還額と算定した過程に誤りは認められない。

(4) 上記(1)ないし(3)のとおり、本件処分には、違法・不当な点はなく適正なものであって、取り消すべき理由は認められない。

3 請求人の主張（第3）について

(1) 請求人は、本件貯金の存在を平成30年4月16日に初めて知ったのであり、それまでは、本件貯金は利用できる資産ではなかったのであるから、法63条を適用するための要件である「資力があるにもかかわらず」の要件を満たしていないと主張する。

しかし、法63条の規定の適用については、法78条の場合とは異なり、保護受給者が資力があるにもかかわらず保護を受けたことについて、不正行為があることを必要としないのみならず、保護受給者に何らかの落ち度があることも要しないものである。

したがって、請求人が、保護開始に当たり、本件貯金の存在を過失なくして知ることがなく、当時これを最低生活を維持するために活用することができなかつたとしても、法63条の規定にいう「資力があるにもかかわらず」という要件は満たすものといわざるを得ないから、本件処分を、この点で違法・不当ということはできない。

(2) 請求人は、本件貯金は、請求人の親が請求人名義で開設したとはいえ、親の生前は出捐者である親に帰属していた相続財産である可能性があり、請求人が単独で取得したかどうかについて、調査の必要があるのに、処分庁はこれを怠っているから、資力の額の認定は適正を欠くと主張する。

しかし、本件貯金があった口座は、請求人の幼少時に法定代理人である親が請求人名義で開設したものであるとすると、ゆうちょ銀行との間の契約は、当初から請求人との間で発生していたものと認めることが相当である。なお、本件において、ゆうちょ銀行は、本件貯金を請求人に帰属するものとして取り扱っているものと認められる。

また、定額貯金口座開設時の請求人の親の意思がいかなるものであったのかは、現時点で、これを合理的に推定できる資料の提出はなく、本件貯金の原資が親によるものとしても、これを、子の名義を借用した親の固有財産と断定することは、困難であると考えられる。定額貯金預入後、本件貯金に親が手を付けた形跡が認められないことからすれば、むしろ、親と請求人との関係では贈与若しくは、死因贈与とすることが相当である。

そうとすると、処分庁が、本件貯金を請求人の固有資産であるとして取り扱ったことを、違法又は不当ということはできない。

(3) 請求人のその余の自立更生免除に関する主張については、上記2・(2)のとおりであるから、これを採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別 紙 (略)